

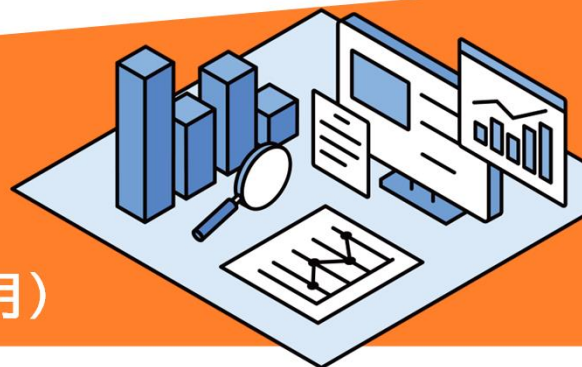
市内中小企業者・小規模企業者向け支援

生産性向上のための設備導入経費を助成!!

中小企業先端設備等導入促進事業補助金

【申請期間】

令和8年4月1日(水)～令和9年2月1日(月)



- ✓ 設備投資支援
- ✓ コスト負担軽減
- ✓ 競争力強化
- ✓ 生産性向上



制度内容

詳しくは裏面 ▶▶

対象者

- ① 市内の中小企業者・小規模企業者
- ② 先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた事業者

対象設備

先端設備等導入計画に記載のある設備で要件を満たすもの

令和8年
6月改正!

省エネ設備加算を新設!

省エネ設備を導入する場合は、補助上限を**50万円**加算します。

補助率・補助額

補助率 **1/3**(中小企業者)
1/2(小規模企業者)

補助上限 **200万円**
(省エネ設備は250万円)

【問い合わせ】

金沢市役所経済局 商工労働課 工業振興係

TEL: 076-220-2205

E-mail: syoukou@city.kanazawa.lg.jp



詳しくはHPへ

省エネ設備加算について

以下の要件を満たす設備の導入については250万円とする。

- ✓ カタログ等で**省エネ性能が確認**できる設備であること
- ✓ 先端設備等導入計画において、労働生産性が**年平均4%以上**見込まれること

対象者について

先端設備等導入計画における市の認定を受けていること

※先端設備等導入計画については、以下の要件を満たす者に限る。

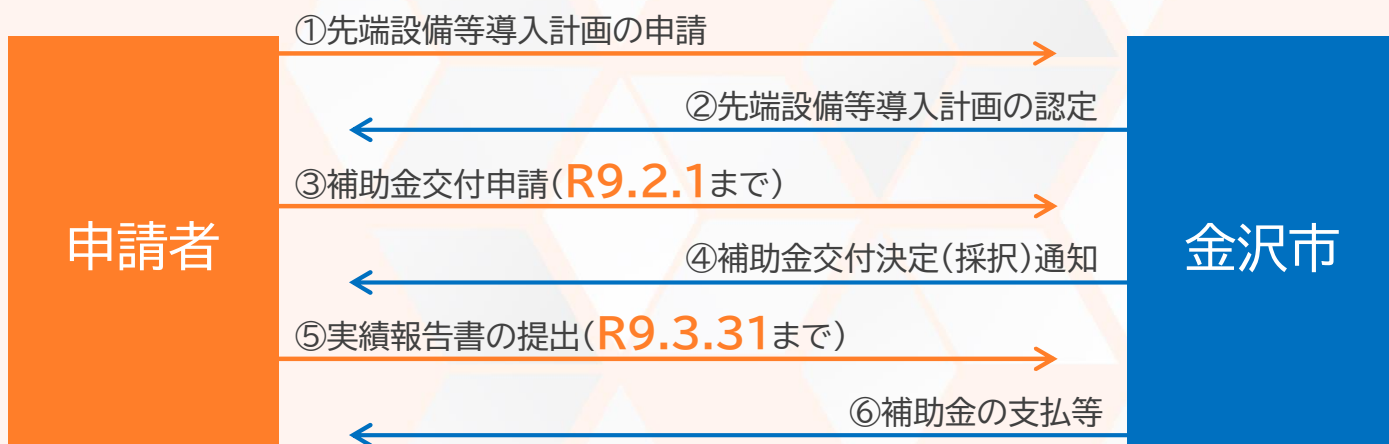
- ✓ 年平均の**投資利益率が5%以上**となる見込みが投資計画に記載してある
- ✓ **従業員への賃上げ方針**を表明したことを証する書面を添付している

対象設備について

金沢市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備等

- ① 機械及び装置 : 1台又は1基の取得価格が**160万円**以上
- ② 器具及び備品 : 1台又は1基の取得価格が**30万円**以上
- ③ 測定工具及び検査工具 : 1台または1基の取得価格が**30万円**以上
- ④ 建物附属設備 : 1台又は1基の取得価格が**60万円**以上
(家屋と一体で課税されるものは除く)
- ⑤ ソフトウェア : 1式の取得価格が**30万円**以上
(設備等の導入に不可欠なものに限る)

申請の流れ



注意事項

- 上記要件については、補助要件の一部になります。
- その他対象外経費や提出様式及び提出資料等の詳細については、「令和8年度金沢市中小企業先端設備等導入促進事業補助金申請要領」に詳しく記載してありますので、そちらをご確認ください。